

## 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市動物の愛護及び管理に関する条例（令和4年長崎市条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(飼い主の遵守事項)

第2条 条例第8条第14号に規定する市長が別に定める事項は、犬又は猫を譲渡しようとする者は、生後8週間を超えるまでの期間、当該犬又は猫の親子を共に飼養したうえで譲渡するよう努めることとする。

(犬の飼い主の遵守事項の特例)

第3条 条例第9条第1項第4号ただし書に規定する市長が標識を掲示する必要がないと認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 国又は地方公共団体が設置し、及び管理する施設において犬を飼養する場合
- (2) 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設において、獣医師が診療のため犬を保管する場合
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所又は学術研究若しくは試験研究を目的として設置された研究所その他の研究機関において、教育、検査又は研究のために犬を飼養する場合

(犬又は猫の多頭飼養の届出)

第4条 条例第13条第1項に規定する市長が別に定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による届出は、多頭飼養届出書（第1号様式

) により行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに所在地）
- (2) 飼養施設等の所在地
- (3) 犬若しくは猫の数又はこれらの数を合計した数
- (4) 飼養又は保管の方法
- (5) 繁殖を防止するための措置の内容

2 条例第13条第1項ただし書に規定する市長が届出の必要がないと認める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 獣医療法第3条の規定による診療施設の開設の届出をした者
- (2) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第3条第1項に規定する訓練事業者で、同法第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を育成する目的で犬を飼養する者
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第10条の5第3項各号に掲げる場合において、犬又は猫を飼養する者

3 条例第13条第2項の規定による届出は、多頭飼養変更届出書（第2号様式）により行わなければならない。

4 条例第13条第3項の規定による届出は、多頭飼養廃止届出書（第3号様式）により行わなければならない。

（指定職員）

第5条 条例第14条第4項の規定により市長があらかじめ指定した職員（以下「指定職員」という。）は、犬の飼い主が条例第9条第1項各号のいずれかに違反している場合は、指導票（第4号様式）を交付し、かつ、必要な指導又は助言をしなければならない。

2 指定職員は、条例第22条に規定する措置命令が出された場合は、その履行状況を調査し、その結果を市長に報告しなければならない。

(特定動物事故発生届)

第6条 条例第15条第2項に規定による届出は、特定動物事故発生届出書(第5号様式)により行わなければならない。

(飼養管理費)

第7条 条例第19条第2号に規定する市長が別に定める額は、抑留期間1日につき1頭366円とする。

(野犬の薬殺方法)

第8条 条例第20条第1項に規定する野犬の薬殺は、道路、空地、広場、堤防その他適当な場所に薬物を混ぜたえさ(以下「毒えさ」という。)を置くことによって行うものとする。

2 毒えさを置いた場合には、毒えさを置いた場所ごとにそれが毒えさである旨を表示した標識(第6号様式及び第6号様式の2)を置き、その場所を随時巡視するものとする。

3 毒えさは、薬殺時間が経過する前に回収するものとする。

(薬殺の周知)

第9条 条例第20条第1項の規定により薬殺する旨をあらかじめ周知させるときは、薬殺を行う区域、期間及び時間、薬物の種類並びに毒えさの状態について、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 薬殺を実施する区域内及びその付近に居住する狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条の規定による犬の登録をした飼い主に対して文書で通知すること。

(2) 薬殺を実施する区域内及びその付近で公衆の見やすい場所にその旨を掲示すること。

(3) 新聞、放送その他の方法によって広報すること。

2 前項第1号の通知は薬殺開始の日の3日前までに、同項第2号の掲示は薬殺開始の日の3日前から薬殺終了の日までの間、同項第3号の広報は薬殺開始の3日前から薬殺開始の日までの間の適当な日に行うものとする。

(動物の譲渡)

第10条 条例第21条本文に規定する市長が別に定める条件は、次に掲げる事項とする。

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第7条、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）及び条例の規定に基づき、動物を適正に飼養できること。

(2) 法若しくは法に基づく処分若しくは狂犬病予防法若しくは同法に基づく処分又は条例若しくは条例に基づく処分に違反し、刑に処せられたことがない（刑に処せられたことのある者にあつては、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過している）こと。

(3) 犬の譲渡にあつては、狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録及び同法第5条第1項に規定する狂犬病の予防注射を受けさせること。

(4) 犬猫等譲受申請書兼誓約書（第7号様式）を市長に提出すること。

(措置命令)

第11条 条例第22条に規定する措置命令は、措置命令書（第8号様式）により行わなければならない。

(身分証明書)

第 1 2 条 条例第 1 4 条第 5 項、第 1 7 条第 3 項、第 2 0 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、第 9 号様式によるものとする。

(委任)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(長崎市犬取締条例施行規則の廃止)

2 長崎市犬取締条例施行規則（昭和 4 3 年長崎市規則第 2 号）は廃止する。

第1号様式（第4条関係）

多頭飼養届出書

年 月 日

（あて先）長崎市長

届出者 住 所（法人にあっては所在地）  
氏 名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）  
電話番号

長崎市動物の愛護及び管理に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

飼養施設等の所在地			
犬又は猫の数	犬	頭	メス 頭（ 頭）・オス 頭（ 頭）
	猫	頭	メス 頭（ 頭）・オス 頭（ 頭）
	合計	頭	
飼養又は保	屋内・屋外の 区別	犬	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外
		猫	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外
管	施設の構造	犬	<input type="checkbox"/> ケージ <input type="checkbox"/> サークル <input type="checkbox"/> 鎖等 <input type="checkbox"/> その他（ ）
		猫	<input type="checkbox"/> ケージ <input type="checkbox"/> サークル <input type="checkbox"/> その他（ ）
の 方 法	雌雄の分離	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	ふん尿等の 処理方法		
	死体の 処理方法		
繁殖を防止する ための措置の内容			

第2号様式（第4条関係）

多頭飼養変更届出書

年 月 日

（あて先）長崎市長

届出者 住 所（法人にあっては所在地）  
氏 名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）  
電話番号

長崎市動物の愛護及び管理に関する条例第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更年月日 年 月 日  
2 変更の内容

変更事項	変更後
1 届出者の住所 （法人にあっては主たる事務所の所在地）	
2 届出者の氏名 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）	
3 飼養施設等の所在地	
4 犬又は猫の数	
5 屋内・屋外の区別	
6 施設の構造	
7 雌雄の分離	
8 ふん尿等の処理方法	
9 死体の処理方法	
10 繁殖を防止するための措置の内容	

第3号様式（第4条関係）

多頭飼養廃止届出書

年 月 日

（あて先）長崎市長

届出者 住 所（法人にあつては所在地）  
氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）  
電話番号

長崎市動物の愛護及び管理に関する条例第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

飼養施設等の所在地			
多頭飼養ではなくな った年月日	年 月 日		
犬又は猫の数	犬	頭	メス 頭（ 頭）・オス 頭（ 頭）
	猫	頭	メス 頭（ 頭）・オス 頭（ 頭）
	合計	頭	



指 導 票

年 月 日

住所  
氏名

様

職 名  
氏 名

印

あなたは、次の事項を守っていないので注意します。

1の事項又は2の事項を守らないで人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、あなたは、20,000円以下の罰金に処せられることがあります。

- 1 飼い犬を人の生命、身体又は財産に害を加えることのないように係留すること。
- 2 飼い犬を係留している場所から連れ出すときは、人の生命、身体若しくは財産に害を加えることのないよう鎖又は綱で確実につなぎ、又はみだりに人をかむ等のおそれがあると認められるときは、口輪をかけることその他の適切な措置を講ずること。
- 3 飼い犬を道路その他の公共の場所に連れ出すときは、犬のふんを持ち帰るための用具及び尿を流すための道具を携行し、ふん尿を衛生的に処理すること。
- 4 門柱その他外部から見やすい場所に犬を飼養していることを表す標識を掲示すること。ただし、市長が標識を掲示する必要がないと認める場合は、この限りでない。

第5号様式（第6条関係）

特定動物事故発生届出書

（あて先）長崎市長

届出者 住所

氏名

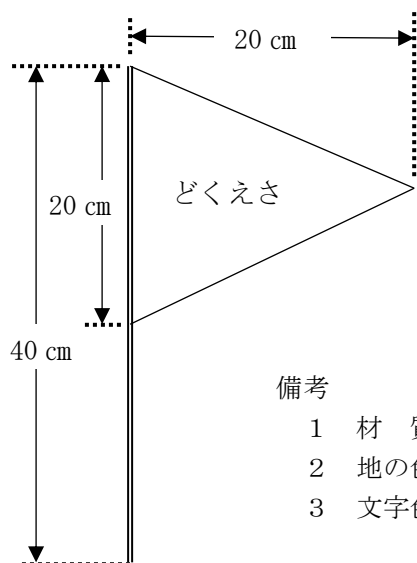
（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり、特定動物による事故があったので、長崎市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定動物	飼養許可番号	第 号	飼養許可年月日	年 月 日
	種 別		年 齢	
	性 別	雄 ・ 雌	毛色（体色）	
	体 格		名 前	
	過去における事故	有（ 回） ・ 無		
	事故時における管理状況			
事故の状況	発 生 日 時			
	発 生 場 所			
	発 生 原 因			
	加害の部位及び程度			
被 害 者	住 所			
	氏 名	（ ）歳 男・女		
所 有 者	住 所			
	氏 名		電話番号	
事故発生時の措置等				

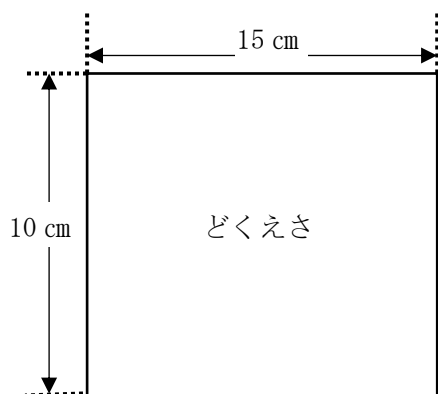
第6号様式（第8条関係）



備考

- |   |     |     |
|---|-----|-----|
| 1 | 材 質 | 金属板 |
| 2 | 地の色 | 白 色 |
| 3 | 文字色 | 赤 色 |

第6号様式の2（第8条関係）



備考

- |   |     |     |
|---|-----|-----|
| 1 | 材 質 | 金属板 |
| 2 | 地の色 | 白 色 |
| 3 | 文字色 | 赤 色 |

第 7 号様式（第 10 条関係）

### 犬猫等譲受申請書兼誓約書

年 月 日

（あて先）長崎市長

長崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第 10 条第 4 号の規定により、下記のとおり申請いたします。

なお、譲受に当たっては、下記にあげる事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律及び家庭動物等の飼養及び保管に関する基準並びに長崎市動物の愛護及び管理に関する条例を遵守し、適正に飼養します。
- 2 狂犬病予防法に基づく、犬の登録・狂犬病予防注射を行います（犬のみ）。
- 3 旧飼い主が判明したときは、旧飼い主に返還します。

申請者	住所			
	氏名			
	電話			
譲受希望種	犬 ・ 猫 ・ その他（ ）			
性別	オス ・ メス	不妊去勢手術	未 ・ 済	
種類	雑種（ ）系） ・ 純血種（ ）			
毛色		譲受時の年齢		
収容区分	保護 ・ 持込 ・ 引取（ ）			
登録番号（犬）				
備考				

第 8 号様式 (第 11 条関係)

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

長崎市長 印

措 置 命 令 書

あなたの飼い犬について、長崎市動物の愛護及び管理に関する条例第 2 2 条の規定により、次のとおり措置することを命ずる。

飼 い 犬	名称		種類		年齢	歳
	性別		毛色		特徴	
措 置 事 項						
備 考						

第9号様式（第12条関係）

（表面）

契印

第 号

身 分 証 明 書  
 氏 名

写 真  
 契 印

年 月 日 生

上記の者は、下の表の「該当の有無」欄に○印のある区分の職員である。

区分	該当の有無
長崎市動物の愛護及び管理に関する条例第14条第1項～第3項の指導又は助言を行う職員	
長崎市動物の愛護及び管理に関する条例第17条第1項の犬の抑留に従事する捕獲人	
長崎市動物の愛護及び管理に関する条例第20条第1項の野犬の薬殺に従事する職員	
長崎市動物の愛護及び管理に関する条例第23条第1項の立入検査を行う職員	

年 月 日 交付

長 崎 市 長 印

6 cm

9 cm

（裏面）

長崎市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（指導又は助言）

第14条 市長は、飼い主、飼い主のいない動物に給餌等を行う者等に対し、動物の健康若しくは安全を保持し、又は動物による人の生命、身体若しくは財産に対する侵害若しくは生活環境の保全上の支障を防止するため、必要な指導又は助言をすることができる。

2 市長は、多頭飼養者に対し、飼養する犬若しくは猫の健康及び安全を保持し、又は周辺の生活環境を保全するため、飼養施設の構造及び飼養等の方法について必要な指導又は助言をすることができる。

3 市長は、動物の飼養、保管又は給餌等に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺地域の生活環境が損なわれている事態が生じていると認める場合は、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

4 市長は、あらかじめ指定した職員に前3項の規定による指導又は助言をさせるものとする。

5 前項の職員は、指導又は助言をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（犬の抑留）

第17条 市長は、野犬及び第9条第1項第1号の規定による係留をされていない飼い犬（以下「野犬等」という。）を抑留することができる。

2 市長は、前項の規定により野犬等を抑留するため、あらかじめ指定する捕獲人にその野犬等を捕獲させるものとする。

3 前項の捕獲人は、野犬等の捕獲に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（野犬の薬殺）

第20条 市長は、野犬により人の生命、身体又は財産に害を加えられることを防止するため、特に必要があると認めるときは、区域、期間及び方法を定めて、あらかじめ指定する職員をして野犬を薬殺させることができる。この場合において、市長は、人の生命、身体又は財産に害を加えることのないように、当該区域内及びその付近の市民等に対し、当該職員をして野犬を薬殺する旨をあらかじめ周知させなければならない。

2 前項の職員は、野犬の薬殺に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（立入検査等）

第23条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、犬の飼い主その他の関係人から必要な報告を求め、又はあらかじめ指定した職員に、飼養施設等その他関係のある場所に立ち入り、犬の飼養に関し必要な検査をさせ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。